

住民記録システム標準仕様書引越OSS関係修正案

※6/10 検討会資料からの変更点を明示

4.1.1 転入

4.1.1.1 転入者情報入力

4.1.1.2 再転入者

4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

【実装すべき機能】

特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことに基に転入の入力処理ができること。

マイナポータル等から申請管理システム（地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【1.0版】（令和●年●月デジタル庁参照））に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。

転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。

その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。

来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。

特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。

その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。

CSから連携された転出証明書情報は、政令で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報についても消去できること。

~~デジタル社会形成整備法による改正後の法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に、転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること。~~

【実装してもしなくても良い機能】

転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。

【考え方・理由】

中核市市長会ひな形に付記

既存住基システム改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の取込は任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持。

デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）及び転入予約情報により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。

4.1.1.4 未届転入

4.1.2 転居

4.1.2.1 同一住所への転居

4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）

【実装すべき機能】

マイナポータル等から申請管理システム（地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【1.0 版】（令和●年●月デジタル庁 参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居者の氏名（フリガナを含む。）、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。

転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所を、住民記録システム内の情報（氏名、性別、生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。

その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。

転居時に、取り込んだ転居予約情報を参考にした転居等の処理ができること。

その際、転居予約情報に基づき作成された転居等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

【実装してもしなくても良い機能】

転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。

【考え方・理由】

デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行うことにより、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた趣旨を踏まえ、転居についても、転居予約情報により事前準備ができるよう対応するもの。

4.1.3 転出

4.1.3.0.1 届出日以降の異動

4.1.3.0.2 転出先入力

4.1.3.0.3 転出証明書等

4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

【実装すべき機能】

特例転入を利用した転出に対応していること。

マイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理システム（地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【1.0版】（令和●年●月デジタル庁参照）（~~「自治体の行政手続のオンライン化に係る標準仕様（令和3年7月総務省）参照」~~）から取得し住民記録システムへ取り込むことができること。

職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。

また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができること。エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、

必要に応じて出力できること。

取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には転出届修正履歴を残した状態で管理できること。修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。

エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理システムに連携できること。

転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。

【実装してもしなくても良い機能】

申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。

【実装しない機能】

既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。

通常の出出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。

【考え方・理由】

中核市市長会ひな形に付記

特例転入を利用した転出に対応とは、通常の出出処理に加え、CSに転出証明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を有するということである。

既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できる機能については、実務上、転出証明書情報をCSから取得できないケースもあり、住基入力業務等を民間委託している市区町村にとっては、CS側ではなく住民記録システム側で再送信できる機能が必要という意見もあるが、本件が起こり得るケースはネットワークに異常が発生した場合など外部要因になるため、まずはその外部要因を直すことが必要で、かつ頻度は非常に低いと思われる。

なお、CS側では再送されてもチェックをかけていないため、住民記録システムでの再送信は現状可能だが、再送信の機能は実装しないこととする。

また、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であることとの機能については、特例転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入口（メニューやポータル）から分かれているのが一般的であり、通常の出出フローであれば、最初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要はないと判断した。

本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付することは合理的な事務処理とはいえませんが、転入地市区町村のシステム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、予備的に、特例転入の場合においても転出証明書が発行できるよう、当該機能を実装することも妥当であると判断した。

デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）及び転入予約情報により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。

オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムから住民記録システムへ転出届情報を取り込んだ際も、必ず審査・決裁を実施すること。